

令和5年度 特別支援学校教員資格認定試験 受験案内

1. 試験の概要

I 特別支援学校教員資格認定試験制度の趣旨

広く一般社会に人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に教員への道を開くため、文部科学省では教員資格認定試験を実施しており、その試験実施事務を独立行政法人教職員支援機構（以下「教職員支援機構」という。）が行っています。

今年度の特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）は、自立活動（視覚障害教育）及び自立活動（言語障害教育）の二種目について、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみを実施します。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、合格した種目に応じて特別支援学校自立活動教諭の一種免許状（視覚障害教育又は言語障害教育）が授与されます。

これらの免許状を有する者は、特別支援学校及び特別支援学級において、それぞれ視覚障害者又は言語障害者の自立活動のみを担当することができます。

II 試験の実施種目と取得できる普通免許状の種類等

〔実施種目〕

自立活動（視覚障害教育）

自立活動（言語障害教育）

〔取得できる普通免許状の種類〕

特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育）

特別支援学校自立活動教諭一種免許状（言語障害教育）

III 受験資格

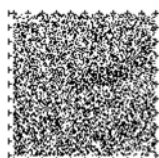
以下の(1)、(2)、(3)の全てに該当する者。

(1) 令和3年度の認定試験を受験した者

(2) 令和3年度の認定試験において「教職に関する専門的事項に関する科目」が、次のア～ウのうちいずれかにより、合格又は免除となった者

ア 平成30年度以降の認定試験において「教職に関する専門的事項に関する科目」を受験し、合格した者

イ 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状（二種免許状及び養護教諭並びに栄養教諭を除く。）を有し、「教職に関する専門的事項に関する科目」の免除を受けた者



ウ 特別支援学校（旧盲学校，旧聾学校，旧養護学校）自立活動教諭の普通免許状を有し，「教職に関する専門的事項に関する科目」の免除を受けた者

(3) 令和3年度の認定試験において「自立活動に関する科目（I）」が，次のア～イのうちいずれかにより，合格又は免除となった者

ア 特別支援学校（旧盲学校，旧聾学校，旧養護学校）自立活動教諭の普通免許状を有し，「自立活動に関する科目（I）」の免除を受けた者

イ 令和3年度の認定試験の第1次試験に合格した者（ただし，令和4年度試験を受験した者を除く。）

IV 実施スケジュール

受験願書等の請求受付期間 **令和5年5月5日（金）まで**

- 請求方法について，詳しくは「3. 出願手続 II 受験願書等の請求」をご覧ください。
- 請求受付期間後の請求は一切できませんので，十分ご注意ください。

出願期間 **令和5年4月24日（月）から**
令和5年5月12日（金）まで（当日消印有効）

- 教職員支援機構宛てに所定の受験願書等提出用封筒にて郵便局の窓口から「書留」で郵送してください。

受験票の交付 **令和5年9月上旬頃**

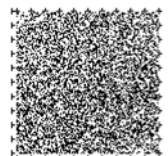
- 9月11日（月）の時点で到着していない場合は，9月15日（金）までに教職員支援機構へ連絡してください。

試験実施日 **令和5年10月1日（日）**
（予備日 令和5年10月8日（日））

- 実施方法について，詳しくは「2. 試験の実施方法 II 実施期日，場所，試験の内容・方法」をご覧ください。

合格者の発表 **令和5年12月1日（金）**

- 12月1日（金）に合否通知を発送するとともに，合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。



2. 試験の実施方法

I 実施期日、場所、試験の内容・方法

認定試験は、下記のとおり実施します。

受験に関する詳細については、受験票とともに受験者心得を送付しますので、よく読んで受験してください。

- (注1) 試験の期日が同日であるため、二種目（視覚障害教育，言語障害教育）の併願はできません。
- (注2) 病気・負傷や障害等のために受験上の配慮を希望する場合は、「3. 出願手続 V 障害等による受験上の配慮の希望について」を参照してください。
- (注3) 認定試験に係る教科書・参考書等の例示・紹介，勉強法についての助言等は行っておりません。過去の問題は認定試験ウェブサイトに掲載しています。
認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/>

- (1) 期 日 **令和5年10月1日（日）**
(ただし、災害等により上記期日に実施できない場合、令和5年10月8日（日）に変更して実施する。)

- (2) 場 所

実施種目	試験場	所在地
自立活動（視覚障害教育）	筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚 3-29-1
自立活動（言語障害教育）		

- (3) 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
自立活動に関する科目（Ⅱ）	当該種目に関する専門的事項	筆記試験 (論述式とする。100分)
自立活動に関する科目（Ⅲ）	当該種目に関する専門的事項	実技試験
口述試験	自立活動担当教員として必要な能力等の全般に関する事項	口述試験

(注) 自立活動に関する科目（Ⅲ）は、種目別に、それぞれ自立活動の内容（①健康の保持，②心理的な安定，③人間関係の形成，④環境の把握，⑤身体の動き，⑥コミュニケーション）の指導面についての知識，技能に関する事項について行います。

- (4) 時間割

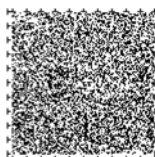
時間割については、受験票とともに送付する受験者心得にて通知します。

II 合格者の発表等

全ての科目に合格した者を令和5年度特別支援学校教員資格認定試験の合格者とし、教職員支援機構から受験者本人宛てに、合格者には合格証書を、不合格者には試験結果通知書を**令和5年12月1日（金）**に発送します。また、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。受験予

定の試験科目を欠席した場合には合否通知は送付しません。電話による合否の照会には、一切応じません。

なお、認定試験の個人の成績については、受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は試験終了後、令和5年10月に認定試験ウェブサイトに掲載します。



Ⅲ 試験科目等の一部免除

次に掲げる試験科目等については、所定の「試験科目等一部免除申請書」及び以下に示す証明書類を提出することにより、その試験が免除されます。

(1) 自立活動(視覚障害教育)の種目に係る自立活動に関する科目(Ⅲ)

次の免除事由に該当する者に対しては、自立活動(視覚障害教育)の種目に係る自立活動に関する科目(Ⅲ)の試験を免除します。

免除事由	申請に必要な提出書類
国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を修了した者	国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の修了証明書又は修了証のコピー

(2) 自立活動(言語障害教育)の種目に係る自立活動に関する科目(Ⅲ)

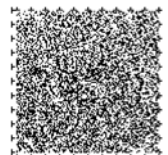
次のいずれかの免除事由に該当する者に対しては、自立活動(言語障害教育)の種目に係る自立活動に関する科目(Ⅲ)の試験を免除します。

免除事由	申請に必要な提出書類
ア 言語聴覚士の免許を受けている者	言語聴覚士の免許証のコピー
イ 言語聴覚士国家試験の受験資格を有する者	言語聴覚士国家試験の受験資格を有する旨の証明書類 言語聴覚士国家試験受験者は受験票又は合・否通知書のコピー

(3) 口述試験

次の免除事由に該当する者に対しては、口述試験を免除します。

免除事由	申請に必要な提出書類
教育職員免許状(普通免許状, 特別免許状, 臨時免許状)を有する者	教育職員免許状授与証明書(都道府県教育委員会にて, 令和5年4月1日以降発行のもの) ※教育職員免許状の原本又は教育職員免許状のコピーは不可



試験科目等の一部免除に関する留意事項

ア 試験科目等の一部免除を申請する者は、免除事由に該当することを証明する書類（コピーの指定のあるものを除き、いずれもコピーは不可）を必ず添付してください。（教育職員免許状授与証明書の発行日は、必ず令和5年4月1日以降であること。）

イ 教育職員免許状授与証明書とは、取得済みの教育職員免許状の授与を行った都道府県教育委員会が発行する証明書です。所有している免許状のうち、少なくとも1枚について証明されていれば差し支えありません。

ウ (1)～(3)の各項目に該当する者であっても、期日までに「試験科目等一部免除申請書」及び「試験科目の一部免除申請に必要な提出書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。

エ 免除申請の結果は、受験票において通知します。

3. 出願手続

I 出願期間

令和5年4月24日（月）から令和5年5月12日（金）まで

(注) 令和5年5月12日（金）の消印のあるものまで受理します。

II 受験願書等の請求

請求受付期間：令和5年5月5日（金）まで

(注) 請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分ご注意ください。

(1) 請求方法

メールに、件名及び①～⑤の内容を以下のとおり入力の上、送信先まで送信してください。

件名 受験願書請求

内容 ①氏名（フリガナ） ②受験願書送付先郵便番号・住所 ③電話番号 ④受験種目
⑤令和3年度本試験第1次試験に合格した際の受験番号

送信先 独立行政法人教職員支援機構 東京事務所 教員資格認定試験担当

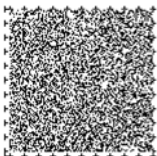
E-mail shiken@ml.nits.go.jp

(2) 留意事項

ア 発送開始日（令和5年4月10日（月））以後に請求された場合は受験資格等を確認でき次第、随時発送され、発送日からおおむね3～5日でお届けできます。日曜や祝日をまたぐ場合や、地域や郵便事情によってはお届けに1週間程度要する場合があります。

イ 願書等の請求に関して不明な点は「8. お問合せ先 II 教職員支援機構の担当部署・出願書類提出先」へお問い合わせください。

ウ 願書請求は、「(1) 請求方法」によるもののみ受け付けます。教職員支援機構に直接来所いただいても願書は配布いたしません。請求受付期間に十分ご注意ください。



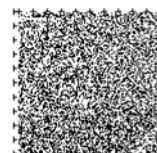
Ⅲ 出願方法

「Ⅳ 出願書類」に記載の書類を全て揃え、教職員支援機構宛てに、所定の受験願書等提出用封筒にて郵便局の窓口から、「書留」で郵送してください。

- (注1) 定められた書類以外のものを提出することの提案、提出時期・期日の変更などの要望には一切対応いたしません。提出書類が揃っていない場合は、出願を受理しないことがあります。
- (注2) 書留郵便以外（普通郵便等）の出願は認めません。また、教職員支援機構への直接持参による出願は受け付けません。
- (注3) 出願書類の到着状況について個別のお問合せにはお答えできかねるため、「書留郵便受領証」（郵便局の窓口で交付）は大切に保管してください。受領証記載のお問い合わせ番号をもとに、郵便局のウェブサイトから配達状況を確認することができます。

Ⅳ 出願書類

(1) 出願書類点検票（所定の用紙）
(2) 受験願書 受験手数料は15,000円です。本案内に挟み込みの払込取扱票により、必ず郵便局・ゆうちょ銀行の受付窓口（ATMは不可）で払い込み、 <u>受付局日附印が押された「振替払込受付証明書（お客さま用）」を貼ること。</u> (注) 「振替払込受付証明書（お客さま用）」は払込取扱票の最も右側の票です。ATMの明細は不可。
(3) 試験科目等一部免除申請書及び免除事由に該当することの証明書類 「2. 試験の実施方法 Ⅲ 試験科目等の一部免除」に示された証明書類
(4) 受験票
(5) 写真票 出願前3か月以内に撮影した縦60mm×横45mmの無帽、正面上半身の写真を貼ること。
(6) 戸籍抄本（個人事項証明書）又は住民票の写し <u>(3)の書類との氏名の状況により、次のとおり(A)又は(B)のいずれかを提出すること。</u> (A) (3)の書類の氏名と現在の <u>氏名が同一の場合</u> 発行後6か月以内で本籍地が記載されている住民票の写し（又は戸籍抄本等）を提出してください。なお、住民票のマイナンバーの記載は省略すること。 (B) (3)の書類の氏名と現在の <u>氏名に違いがある場合</u> 原則として、発行後6か月以内で氏名変更の経緯が分かる戸籍関係書類（戸籍抄本等）を提出してください。 なお、住民票の写しに氏名変更の記載がある場合に限り、発行後6か月以内で本籍地が記載されている住民票の写しの提出でも可とします。マイナンバーの記載は省略すること。 (注) 「住民票の写し」とは市役所等にて取得した紙面そのものの名称です。ご自身でコピー機を利用して住民票をコピーしたもののことではありません。



(7) 受験票送付用封筒（所定の封筒）

住所・氏名等を明記し、414 円分の切手を貼り付けすること。

(8) 住所シール

住所・氏名等を明記し、台紙からはがさずに提出すること。

(注) その他別途書類の提出を求める場合があります。

V 障害等による受験上の配慮の希望について

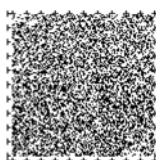
障害等のために受験上の配慮を希望する場合は、令和5年4月21日（金）までに教職員支援機構までメール又は電話により申し出てください。申請に必要な書類についてご案内しますので、必要書類を揃え、出願書類に同封して提出してください。

提出書類に基づく審査の上、個々の症状や状態等に応じ配慮事項を決定し通知します。

VI 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」において、それぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

- (1) 教職員支援機構は、出願に当たって知り得た個人情報を本試験の実施及びこれに付随する事項を行うために利用します。
- (2) 教職員支援機構は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部又は一部を、文部科学省に対して提供することがあります。
- (3) 教職員支援機構は、上記(1)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります（以下、当該業者を「受託業者」という）。
ついては、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。
- (4) 教職員支援機構は、教育職員免許状発行業務のために、各都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。
- (5) 教職員支援機構は、出願者本人の同意を得ることなく当該出願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。



4. 出願にあたっての注意事項

I 出願後の変更等について

- (1) 出願した後は、実施種目の変更は認めません。
- (2) 出願した後は、いかなる理由であっても、出願を取り下げることができません。
- (3) 「Ⅲ 受験手数料の返還について」に定める場合を除き、いかなる理由であっても、受験手数料の返還は行いません。本試験の運営に当たっては、出願者の受験機会確保のため、試験当日に至る前から諸費用が発生しております。あらかじめご承知おきください。
- (4) 出願した後は、出願書類は返却いたしません。
- (5) 出願した後、氏名又は本籍地を変更した場合は、その変更の記載された戸籍抄本又は住民票の写しを教職員支援機構に提出してください。
- (6) 出願した後に現住所が変更となった場合は、教職員支援機構へメールにて連絡してください。その際、必ず①氏名、②受験番号（受験票が届いている場合）、③変更前の住所、④変更後の住所を記載してください。

II 災害等による試験の中止等について

災害など不測の事態により、直前に試験の実施を中止する場合があります。災害による試験の中止等、試験に関する直前の情報は、教職員支援機構ツイッターでお知らせします。（予定どおり実施が見込まれる場合は、特段のお知らせを行いません）

また、災害等によって、予備日においても中止の場合、再試験は行いません。

教職員支援機構ツイッター：<https://twitter.com/NITS298>

III 受験手数料の返還について

受験手数料を払い込んで出願しなかった場合、出願が受理されなかった場合、及び誤って受験手数料を二重に払い込んだ場合のみ、本人の請求により、事務手数料等 3,000 円を差し引いた 12,000 円を返還します。その他の理由による返還は、いかなる理由であっても行いません。

返還を請求する場合は、原則として令和 5 年 12 月末までに、以下①～⑤の内容を明記した受験手数料返還請求書（様式自由）に、「振替払込受付証明書（お客さま用）」を添付し、郵送してください。なお返還金の振り込みは、令和 6 年 1 月～3 月に行います。

- ①氏名（フリガナ） ②現住所 ③電話番号 ④返還請求の理由 ⑤メールアドレス
 - ⑥返還金の振り込みを希望する口座（本人名義の口座に限る。）
 - ・口座名義人（カタカナ） ・金融機関名及び支店名 ・口座種別（普通・当座） ・口座番号
- （送付先） 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター11 階
独立行政法人教職員支援機構 東京事務所 教員資格認定試験担当



5. 受験票の交付について

教職員支援機構が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票を交付します。受験票は、9月上旬頃までに発送します。9月11日（月）の時点で到着していない場合は、9月15日（金）までに教職員支援機構へ連絡してください。

受験票には受験番号、免除される試験科目が記載されています。受験の際携帯し毎時間これを提示しなければ受験できません。

(注) 受験票は、成績開示請求をする場合に必要となります。紛失しないように保管してください。

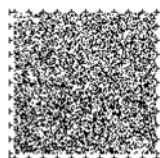
6. 新型コロナウイルス感染症への対応について

教職員支援機構では、認定試験の実施に当たり、政府における方針等を踏まえて必要な対応を行って参ります。令和5年度試験における詳細については認定試験ウェブサイトにて後日お知らせします。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/>

7. 免許状の授与申請等

- (1) 認定試験の合格者は、文部科学省から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると、合格した認定試験の実施種目に係る特別支援学校自立活動教諭の一種免許状が授与されます。その手続については、都道府県教育委員会の教育職員免許事務担当課に照会してください。
- (2) 認定試験は、教育職員免許状を取得するための試験であり、教員の採用選考試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては教育委員会の教職員人事担当課に、国立及び私立学校の場合にあってはその学校を設置する法人に、それぞれ照会してください。



8. お問い合わせ先

I よくある質問

ご不明点は、認定試験ウェブサイトの「教員資格認定試験に関するよくある質問」をご覧ください。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/shiken/>

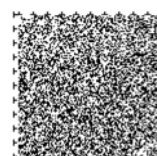
II 教職員支援機構の担当部署・出願書類提出先

独立行政法人教職員支援機構 東京事務所 教員資格認定試験担当

所在地（提出先）：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター11階

E-mail：shiken@m1.nits.go.jp ^{エムイチ} 電話番号（ダイヤルイン）：03(4212)8455, 03(4212)8456

対応時間：9:00～17:45（土・日・祝日を除く）



9. 試験場案内

試験場略図（所在地 東京都文京区大塚3-29-1 [筑波大学東京キャンパス文京校舎]）
東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷（みょうがだに）駅 「出口1」から徒歩約3分

I 交通アクセス



II 周辺図

